

# 平成 24 年第 9 回県教育委員会会議

## 教 育 長 報 告

### 1 報告事項

県立高等学校早朝講座等在り方検討委員会の報告について

### 2 事項の説明

#### (1) 概要

- ① 2012. 3. 9 の国会にて沖縄県の高等学校で兼職兼業願いの提出がないまま、早朝講座や放課後講座を行い、報酬等を得ていたということが指摘された。
- ② 平成 23 年度における早朝講座等の概要
  - ア 全県立高校 60 校中 51 校が報酬等を得て実施
  - イ 報酬等を受けていた 51 校中 46 校で勤務時間内の実施あり。
  - ウ PTA 主催事業であり、勤務時間外は報酬として、勤務時間内は資料代として支払われていた。しかしながら、教育公務員特例法第 17 条に規定されている兼業承認が必要であるが、長年の慣行で、兼職兼業願いの承認は得ていなかった。
  - エ 報酬等の支出については、PTA 総会等で、PTA 会長から保護者に対して、説明があり、承認を受けた。

#### (2) 経緯

- ① 平成 24 年 3 月 29 日 (木)  
教県第 21672 号発出 「ゼロ校時等の対応について」  
※県教委の承認を受けるまでは、報酬等を受け取らないこと。
- ② 平成 24 年 4 月 13 日 (金)  
教県第 20113 号発出 「県立学校における団体徴収金等の適正な管理運営について」  
※県教委の承認を得ずに団体徴収金から報酬等を受け取らないこと。
- ③ 平成 24 年 5 月 9 日 (水)  
文科省通知 (24 文科初第 187 号) 発令  
「学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取り扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について」
- ④ 平成 24 年 5 月 10 日 (木)  
教県第 20260 号発出 「学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取り扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について」  
※文科省通知 (24 文科初第 187 号) 添付
- ⑤ 平成 24 年 5 月 14 日 (月) 第 1 回県立高等学校早朝講座等在り方検討委員会  
これまでの経緯や法的な問題等について事務局から説明及び意見交換
- ⑥ 平成 24 年 6 月 12 日 (火) 第 2 回県立高等学校早朝講座等在り方検討委員会  
全国調査等について報告。報告内容について、議論し改善策を整理する。
- ⑦ 平成 24 年 7 月 17 日 (火) 第 3 回県立高等学校早朝講座等在り方検討委員会  
報告書の取りまとめ その後 19:30 より手交 19:45 より記者会見
- ⑧ 平成 24 年 7 月 19 日 (木)  
教県第 20702 号発出 「県立高等学校早朝講座等の在り方について」  
※内容については「3 報告書を受けての対応」に記載

### 3 報告書を受けての対応

#### (1) 勤務時間外の早朝講座や放課後講座について

- ① PTA 等からの依頼を受け、学校が実施主体となり講座等を行う場合  
この場合、学校が実施主体であることから、校務と判断されるべきである。
- ② PTA 等が実施する講座等について協力する場合  
これは、学校が、授業時数や勤務時間等との関係で実施が困難であると判断したものの  
いて、PTA 等からの依頼により、PTA 等に協力する場合である。
  - ア PTA 等の主催者より依頼文等を提出してもらうなど位置づけを明確にすること。また、PTA 等から依頼を受けた教員は、教育委員会から兼職兼業の承認を受けなければならない。ただし、その場合には、次のことを遵守すること。
    - (ア) 文部科学省の通知 (平成 24 年 5 月 9 日付け 24 文科初第 187 号) に従うこと。
    - (イ) 報酬の額については、PTA 等が各学校の実態に応じて定める。
  - イ 模擬試験等については、主催団体が規定する範囲内で監督料等を受領し、PTA からは受け取らないこと。

#### (2) 勤務時間内に実施される放課後講座や夏期講座等について

校務として行われるべきものであり、教職員個人が経費等を受領しないこと。

#### (3) 兼職兼業の手続き

教育公務員特例法第 17 条、地方公務員法第 38 条及び職員服務規程第 15 条第 2 項の規定に従い、事業の内容や報酬の多寡等の態様が、社会通念上妥当なものであるかどうかについて、適切に判断し、届けを提出すること。

#### (4) 施設使用について

学校における教育活動等に支障のない範囲で使用許可の手続きを適切に行うこと。